

び第四号、第五項第四号並びに第七項第二号、第一百九十八条、第一百九十九条、第二百一条、第一百十二条、第二百十三条第二項、第二百十四条、第二百十五条、第二百十七条並びに第二百十八条第一項第二号の規定を除く。次項において同じ。）は、新優先出資の引受権について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

数	金額
総数	総額
増加	増額
減少	減額
振替数	振替金額
発行総数	発行総額
超過数	超過額
合計数	合計額

新株予約権申込証

特定社債申込証

三六二

2 第九章の規定を新優先出資の引受権について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第一百九十四条第三項第四号	数、当該数のうち新株予約権者（商法第二百八十一条ノ十九第一項に規定する新株予約権者をいう。以下この章において同じ。）との数並びに当該新株予約権者の氏名又は名称及び住所	金額
第一百九十五条第一項	の発行者は、当該振替新株予約権の発行後、遅滞なく	に係る新優先出資引受権付特定社債について、資産の流動化に関する法律第一百三十三条

第一百九十六条第四項第 一号イ	振替数	前項第一号の金額（以下この条において「振替金額」という。）	当該振替新優先出資引受権の発行者は、	第一項において準用する商法第三百六条第一項に規定する払込みがあつた場合には、
第一百九十六条第四項第 二号及び第五号	及び第四号から第六号まで	、第四号及び第五号		
第二百八条第一項各号 列記以外の部分	消却され、又は行使された 数	行使された 額		
第二百八条第一項第二 号	消却され、又は行使された 数及び発行者が第二百一条第 一項の規定により第二百九十五 条第一項の通知をすることが	行使された 額		

できない振替新株予約権の数

第二百八条第二項

第二百九条第一項各号
列記以外の部分、第二
項第一号及び第三項並
びに第二百十条第一項

の数
数は

第二百九条第一項各号
列記以外の部分、第二
項第一号及び第三項並
びに第二百十条第一項

の数
数は

第二百十条第一項第二 号及び第二百十一条第 一項各号列記以外の部	第二百十条第一項第一 号	各号列記以外の部分	第二百十条第一項第一 号	数を控除した数	数	の数 数は
額	額	額	額	額を控除した額	額	の額 額は

分	第二百十一條第一項第一号	第二百十一條第一項第二号	第二百十一條第一項第三号	第二百十三條第一項第一号	第二百十三條第一項第二号	第二百十三條第一項第三号
数を控除した数	一號	二號	三號	についての新株予約権申込証 に係る新優先出資引受権付特定社債につ いての特定社債申込証（資産の流動化に關す る法律第二百十一条第一項に規定する特定社債 申込証をいう。以下同じ。）	額	額を控除した額
口座（既存特別口座を除	の申込みをしようとする に応じようとする	当該 の申込みをしようとする に応じようとする	当該 新優先出資引受権付特定社債に係る に係る新優先出資引受権付特定社債の募集	第二百十三條第三項		
口座						

く。)

記載し、又は商法第二百八十

記載しなければならない。

条ノ二十八第五項に規定する
契約を締結する際に当該口座
を当該振替新株予約権の発行

者に示さなければならない。

振替新株予約権に係る新株予
約権の引受権の行使をしよう

とする者も、同様とする。

第二百十六条

商法第二百八十条ノ三十七第
一項

資産の流動化に関する法律第二百十三條の四

の七第一項

(振替新優先出資引受権についての資産の流動化に関する法律の適用除外)

第一百八十二条 振替新優先出資引受権については、資産の流動化に関する法律第二百十三條の四の四及び

第一百十三条の四の七第一項後段の規定は、適用しない。

第六節 特定目的会社の転換特定社債の振替

（権利の帰属）

第二百八十二条 転換特定社債（資産の流動化に関する法律第一百十三条の二第一項に規定する転換特定社債をいう。以下同じ。）の発行の決定において、当該決定に基づき発行する転換特定社債（転換によって発行すべき優先出資（同法第二条第五項に規定する優先出資をいう。）が第二百六十六条第一項に規定する振替優先出資であるものに限る。）の全部についてこの法律の適用を受けることとする旨を定めた転換特定社債であつて、振替機関が取り扱うもの（以下「振替転換特定社債」という。）についての権利（差押えを受けることなく弁済期が到来した利息の請求権を除く。）の帰属は、この節の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

（転換特定社債券の不発行）

第二百八十三条 振替転換特定社債についてでは、転換特定社債券（資産の流動化に関する法律第一百十三条の二第二項に規定する転換特定社債券をいう。以下同じ。）を発行することができない。

- 2 振替転換特定社債を有する者は、当該振替転換特定社債を取り扱う振替機関が第二十二条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合若しくは第四十一条第一項の規定により当該指定が効力を失つた場合であつて当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき又は当該振替転換特定社債が振替機関によつて取り扱われなくなつたときには、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、転換特定社債券の発行を請求することができる。

- 3 前項の転換特定社債券は、無記名式とする。

(転換特定社債に関する新株予約権付社債に係る規定の準用)

第二百八十四条 第十章の規定（第二百十九条、第二百二十条、第二百二十五条から第二百三十一条まで、第二百三十八条第二項、第二百四十二条第四項から第六項まで、第二百四十六条、第二百四十八条及び第二百四十九条第一項第二号から第六号までの規定を除く。次項において同じ。）は、転換特定社債について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

総数	増加	減少	増額
振替数			減額
発行総数			振替金額
超過数			発行総額
合計数	超過額	合計額	
新株予約権付社債申込証	特定社債申込証	特定社債権者集会	特定社債管理会社
社債権者集会			
社債管理会社			

2 第十章の規定を転換特定社債について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第一百二十一條第三項

第一号

事項及び振替新株予約権付社債

債がこれに付された新株予約権の消却後若しくは行使後のものであるとき又は社債の償還済みのものであるときはその旨

第一百二十二条第一項

の発行者は、商法第三百四十四条ノ三第一項第三号の払込期日以後、遅滞なく

について、資産の流動化に関する法律第二百三十三条第一項において準用する商法第三百六条第一項に規定する払込みがあつた場合には、当該振替転換特定社債の発行者は

第一百二十二条第一項
第一号

払込期日における払込み

払込み

第一百二十二条第一項

についての社債の総額、当該の転換を請求する

				第五号
				振替新株予約権付社債に付された新株予約権行使する
第二百二十四条第七項	社債管理会社等（第七十一条第七項に規定する社債管理会社等）	特定社債管理会社等（資産の流動化に関する法律第百九条に規定する特定社債管理会社又は担保附社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社）		
第二百二十四条第八項	社債管理会社等	の金額と同額		
第二百三十八条第一項	数	する振替新株予約権付社債の金額に相応する振替新株予約権付社債の数		
各号列記以外の部分	額	の金額と同額		
第二百三十八条第一項	発行者が第二百三十二条第一項	特定社債管理会社等	転換済み又は償還済みの額	

第一号

項の規定により第二百二十二
条第一項の通知をすることが
できない振替新株予約権付社

部分	第一項各号列記以外の 項並びに第二百四十条 第一項各号列記以外の	第二百三十九条第一項 各号列記以外の部分、 第二項第一号及び第三 項並びに第二百四十条 第一項各号列記以外の	第二百三十八条第三項 各号列記以外の部分、 第二項第一号及び第三 項並びに第二百四十条 第一項各号列記以外の	債の数 の数は	債の数 の数は
第二百四十条第一項第 一部分	数を控除した数				
額を控除した額				額 の額は	

第二百四十四条第一項第 二号	第二百四十条第一項第 二号	第二百四十条第二項第 一号	第二百四十条第二項第 二号	第二百四十条第一項第 一号	第二百四十条第一項第 一号
各号列記以外の部分	第一百四十二条第一項	第一百四十二条第一項	第一百四十二条第一項	第一百四十二条第一項	第一百四十二条第一項
第一号	第二百四十二条第一項	第二百四十二条第一項	第二百四十二条第一項	第二百四十二条第一項	第二百四十二条第一項
第二号	第二百四十二条第一項	第二百四十二条第一項	第二百四十二条第一項	第二百四十二条第一項	第二百四十二条第一項
三百三十九	五百三十五	五百三十五	五百三十五	五百三十五	五百三十五

第一号	除外ぐ。()			
第二百四十二条第一項	部分に相応する額	数に相応する額	額	
第二百四十二条第一項	新株予約権付社債申込証	新株予約権付社債申込証	金額	
第二百四十二条第一項	新株予約権原簿及び社債原簿	特定社債申込証（資産の流動化に関する法律第百十条第一項に規定する特定社債申込証をいう。以下同じ。）	額	
第二百四十三条第三項	申込みをしようとする	募集に応じようとする		
口座（既存特別口座を除ぐ。）	口座	原簿をいう。		
記載し、又は商法第三百四十	記載しなければならない。			

第一百四十四条第一項	<p>一条ノ十五第四項において準用する同法第二百八十条ノ二十八第五項に規定する契約を締結する際に当該口座を当該振替新株予約権付社債の発行者に示さなければならない。</p> <p>振替新株予約権付社債に係る新株予約権付社債の引受権の行使をしようとする者も、同様とする。</p>
算出された数 に相応する社債の金額に応じて、社債権者集会	<p>算出された額 に応じて、特定社債権者集会（資産の流動化に関する法律第百十一条第四項に規定す</p>

る特定社債権者集会をいう。以下同じ。)

第一百四十四条第二項	数	額
第一百四十五条第三項 第一号	社債管理会社が 法律第百九条に規定する特定社債管理会社 をいう。以下同じ。) が	特定社債管理会社（資産の流動化に関する 法律第百九条に規定する特定社債管理会社 をいう。以下同じ。) が
第一百四十七条 一項	振替新株予約権付社債に付された新株予約権を行使する 商法第三百四十二条ノ十三第一項	振替転換特定社債の転換を請求する 資産の流動化に関する法律第百十三条の二 の五第一項
提出及び同項の払込み 提出		

(振替転換特定社債についての資産の流動化に関する法律の適用除外)

第一百八十五条 振替転換特定社債については、資産の流動化に関する法律第百十三条の二の三第二項の規定は、適用しない。

第七節 特定目的会社の新優先出資引受権付特定社債の振替

(権利の帰属)

第一百八十六条 新優先出資引受権付特定社債の発行の決定において、当該決定に基づき発行する新優先出資引受権付特定社債（当該新優先出資引受権付特定社債に付された新優先出資の引受権の目的である優先出資（資産の流動化に関する法律第二条第五項に規定する優先出資をいう。）が第一百六十六条规定する振替優先出資であるものに限る。）の全部についてこの法律の適用を受けることとする旨を定めた新優先出資引受権付特定社債であつて、振替機関が取り扱うもの（第一百七十八条第一項に規定する「振替新優先出資引受権付特定社債」という。）についての権利（差押えを受けることなく弁済期が到来した利息の請求権を除く。）の帰属は、この節の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

(新優先出資引受権付特定社債券の不発行)

第一百八十七条 振替新優先出資引受権付特定社債については、新優先出資引受権付特定社債券（資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する新優先出資引受権付特定社債券をいう。以下

同じ。) を発行することができない。

- 2 振替新優先出資引受権付特定社債を有する者は、当該振替新優先出資引受権付特定社債を取り扱う振替機関が第二十二条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合若しくは第四十一条第一項の規定により当該指定が効力を失つた場合であつて当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき又は当該振替新優先出資引受権付特定社債が振替機関によつて取り扱われなくなつたときには、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、新優先出資引受権付特定社債券の発行を請求することができ
る。

- 3 前項の新優先出資引受権付特定社債券は、無記名式とする。

(新優先出資引受権付特定社債に関する新株予約権付社債に係る規定の準用)

- 第二百八十八条 第十章の規定(第二百十九条、第二百二十条、第二百二十六条から第二百二十八条まで、第二百三十二条、第二百三十八条第二項第三号、第二百四十二条第四項から第六項まで、第二百四十六条、第二百四十八条並びに第二百四十九条第一項第二号、第三号及び第六号の規定を除く。次項において同じ。)は、新優先出資引受権付特定社債について準用する。この場合において、次項に定める

場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

数	金額
増加	増額
減少	減額
振替数	振替金額
総数	総額
発行総数	発行総額
超過数	超過額
合計数	合計額
新株予約権付社債申込証	特定社債申込証
社債権者集会	特定社債権者集会
社債管理会社	特定社債管理会社

2 第十章の規定を新優先出資引受権付特定社債について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第一百二十二条第一項 第一号	新株予約権の消却後若しくは 又は	新優先出資の引受権の 、振替新優先出資引受権付特定社債に新優
第一百二十二条第一項 第一条ノ三第一項第三号の払込 期日以後、遅滞なく	の発行者は、商法第三百四十一 条ノ三第一項第三号の払込	について、資産の流動化に関する法律第三百 十三条第一項において準用する商法第三百 六条第一項に規定する払込みがあつた場合 には、当該振替新優先出資引受権付特定社 債の発行者は
第一百二十二条第一項 第一号	払込期日における払込み 払込み	